

**地域包括支援センターきよすみ  
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業重要事項説明書**

**1 事業の目的**

被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める包括支援事業を実施し、地域住民の心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行います。

**2 運営方針**

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できる限り要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の虐待防止を含む権利擁護、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、高齢者の状態の変化に応じ、切れ目なく様々なサービスが提供されることが必要となります。

このことから、地域包括支援センターは、常に公正・中立を旨とし、地域高齢者の心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を地域住民の理解と協力のもと、包括的・継続的に実施いたします。

**3 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの方針**

- (1) 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることは、できる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指すこととします。
- (2) サービス提供期間を設定し、いつまでに、どのような生活行為ができるようになるのか具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者の心身の状況や生活環境、廃用や生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービス提供を確保し、一定期間経過後は初期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しをします。

**4 地域包括支援センターきよすみの概要**

**(1) 指定介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域**

事業所名	地域包括支援センターきよすみ
所在地	宇都宮市星が丘1丁目7番8号
指定番号	(栃木県0900100033号)
実施地域	昭和地区 戸祭地区

**(2) 職員の職種・人員・職務内容**

職員の配置(職種)	看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員 計4名
職務の内容	看護師：介護予防マネジメントに係る業務
	社会福祉士：総合相談支援、権利擁護に係る業務
	主任介護支援専門員：包括的・継続的マネジメントに係る業務

**5 営業日及び営業時間**

営業日	月曜日から土曜日（日曜祝日、土曜日の午後はお休みをいただいています。）
営業時間	午前8時30分から午後5時まで 土曜日は12時15分まで
緊急連絡	緊急時には、24時間連絡が可能な体制を講じております。

**6 サービス提供方法及び内容**

地域包括支援センターきよすみは、介護予防支援事業者として宇都宮市から指定を受け、要支援認定者及び事業対象者からの依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、要支援認定者、事業対象者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下「介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画」という。)を作成するとともに、当該介護予防サービス事業に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(1) **利用申し込みの受付**

要支援、事業対象者、弾力化対象者の認定を受けた利用申込者に対して、重要事項を説明し同意を得たうえで、利用申込者に所定の書類に必要事項を記載してもらい、市町村に届け出ます。

(2) **契約締結**

指定介護予防サービスの利用ができるよう利用申込者と地域包括支援センター間において契約します。

(3) **アセスメント**

利用者宅を訪問し、利用者及び家族との面談を通じて、利用者の有する生活機能や健康状態、日常生活をおくる上での課題、利用者の意向等を把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、支援すべき総合的な課題を把握します。

(4) **介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画原案の作成**

アセスメント結果を基に、どのような支援が必要か利用者と調整し利用者及び家族と合意した結果に基づき、介護予防サービス計画案を作成します。

利用者及び家族は介護予防サービス計画原案に位置付ける介護予防サービス事業者について下記の事項を介護予防支援事業者に求めることができます。

- ・複数の介護予防サービス事業所等の紹介を求めること
- ・介護予防サービス計画原案に位置付けた介護予防サービス事業者等の選定理由を求めること

(5) **サービス担当者会議の開催**

サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス計画案について専門的な意見を聴取します。

(6) **介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画書の交付**

利用者又は家族に説明し同意を得た後、介護予防サービス計画を利用者又は家族に交付します。

(7) **サービス提供**

介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整を行います。

(8) **モニタリング**

必要に応じて利用者宅を訪問するなどの方法により、計画の実施状況を把握します。

(9) **評価**

ケアプランの実施期間終了時、ケアプランの目標の達成状況を評価し、今後の方針を決定します。

7 **利用料及びその他の費用**

- (10) 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画作成に係る費用
- (11) 介護予防サービス事業者、総合事業の事業者との連絡調整に係る費用
- (12) 給付管理業務に係る費用
- (13) 介護保険要支援認定申請代行等に係る費用

無料

8 **苦情申立て**

苦情受付日	月曜日から土曜日
受付時間	午前8時30分から午後5時 土曜日は12時15分まで
利用方法	電話 028-622-2243 FAX 028-622-2247 窓口 地域包括支援センターきよすみ
担当者	相談担当 岡田 ケイ

宇都宮市高齢福祉課	028-632-2906
栃木県国民健康保険団体連合会	028-643-2220

9 **当法人の概要**

法人種別・名称	医療法人社団 洋精会
代表職氏名	理事長 上原文香
所在地	宇都宮市星が丘1丁目7番38号
電話番号	028-622-2222